

〈要約〉

独占禁止法の改正に関する一考察

A Study concerning the Revision of the Antimonopoly Law

松 岡 弘 樹
Hiroki Matsuoka

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独禁法）」は、昭和 22 年に制定された法律である。独禁法は、公正かつ自由な競争を促進することを主眼として制定され、事業者に創意工夫により良質・廉価な商品を生産しようとする努力を促そうとするものである。すなわち、各事業者が自ら商品の価格、生産数量等を定め、新たな市場に挑戦し、また、創意工夫を凝らして、消費者から選ばれる魅力的な商品を生産しようとして競い合うことは、消費者に利益をもたらすとともに、事業者自らの事業活動の発展にもつながることに鑑みたものである。

独禁法は制定より、数次の改正が行われているが、特に、平成 17 年と平成 21 年の改正においては、課徴金制度等の独禁法違反行為に対する措置が強化され、独禁法コンプライアンスの必要性やその意識が高まってきた。また、近年、国際的なカルテル事件等における各国の独占禁止法の執行はグローバル化しており、国際的整合性が求められている。公正取引委員会も、米国、EU などの独占禁止法執行当局と執行協力協定を締結し、それに基づきこれらの執行当局と連携した執行を行う事案が多くなっている。

このような状況の下、平成 25 年 12 月 7 日、第 185 回臨時国会において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同月 13 日に公布された。平成 25 年改正法は、平成 27 年 4 月に施行することとされており、制度の詳細や運用のあり方については今後検討がなされるものと考えられるが、本稿では、平成 25 年改正法の内容を概観し検討するとともに、今後の独禁法の在り方について、若干の考察を試みるものとする。